



新潟市に転入してくる妊婦の皆様へ



転入手続時、必ず窓口で妊婦であることを職員に申し出てください。

新潟市で使用する妊婦健康診査受診票の他、必要な母子保健サービスの書類をお渡しします。夫のみが申請に来た場合は、妻が妊婦であることを必ず申し出てください。

【必要書類】

- ① 母子健康手帳
- ② 転入前自治体で使用していた妊婦健康診査受診票の残り



妻が里帰り等で①の母子健康手帳を窓口を持参できない場合
母子健康手帳の「表紙」「妊娠中の経過」「検査の記録」のコピーをお持ちください。

【妊婦健康診査受診票の交付について】

妊婦健康診査受診票は妊婦さんの転入日の週数で新潟市の受診票と差し替えしています。たとえば、27週で新潟市に転入された場合、6回目の受診票と差し替えます。ただし、健診回数は合計14回となるように転入前自治体の受診票と調整いたします。転入前に受けた検査内容を正しく把握するために、上記の【必要書類】を必ずお持ちください。皆様の健診が公平に受けられるように手続を行っていますので、ご理解をお願いいたします。



わかる範囲で下記の項目を記入し、窓口にお持ちください。

新潟市への転入日	年 月 日
転入日時点の妊娠週数	_____週 年 月 日現在
転入前自治体で受けた妊婦健診回数	_____回
初回健診	実施した ・ 実施せず
20週頃の中期エコー検査	実施した ・ 実施せず ・ 不明
28週頃の血糖・クラミジア・貧血検査	実施した ・ 実施せず ・ 不明
34週頃の B 群溶連菌検査	実施した ・ 実施せず ・ 不明
36週頃の貧血・後期エコー検査	実施した ・ 実施せず ・ 不明

※ 区役所記入欄

週数どおり _____ 回目から交付	
中期エコー検査・血糖 クラミジア・中期血液検査 B 群溶連菌検査・後期血液検査	左記の検査が未実施のため _____回目と _____ 回目の受診票を 交換し、 _____ 回分交付



お問合せ先 新潟市こども家庭課 母子保健係 025-226-1205
 申請先 各区役所健康福祉課 健康増進係

